

令和8年度第2回海老名市市民活動推進委員会 次第

日時 令和8年8月27日（木） 午前10時00分から

場所 海老名市役所7階 703会議室

1 開会

2 あいさつ

3 事業視察の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・資料1

4 議題

（1） 海老名市市民活動推進補助金の広報・PR方法について・・・・・・・・資料2

（2） 海老名市市民活動推進補助金に係る課題への対応について・・・・・・・・資料3

（3） 令和9年度海老名市市民活動推進補助金「手引き」について・・・・・・・・資料4

（4） 海老名市市民活動団体展示会実施要領について・・・・・・・・資料5

5 その他

6 閉会

第9期 海老名市市民活動推進委員会委員名簿

委嘱期間: 令和8年6月1日～令和10年5月31日

任期数	役職	氏名	選出区分
5 期目	委員長	セト シゲミ 瀬戸 茂美	学識経験者
4 期目	副委員長	カワダ ヨウコ 川田 葉子	市民活動を行う者
4 期目		キノシタ ミチオ 木下 眞男	学識経験者
3 期目		コジマ ケンスケ 児島 健介	公募した者
3 期目		シオジ ヒトミ 塩地 ひとみ	市民活動を行う者
2 期目		クロカワ ユキ 黒川 裕紀	公募した者
1 期目		サカイ ミチコ 酒井 道子	公募した者
1 期目		イダ フミ 飯田 富美	市民活動を行う者

令和 8 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 団体

ハッピーママンベベ

2 事業概要

(1) 事業名称

産後のママと赤ちゃんが安心できる居場所づくり（赤ちゃん食堂）

(2) 交付金額

100,000（入門編）

(3) 事業内容

赤ちゃん和妈妈を対象とした「赤ちゃん食堂」の定期開催

3 視察詳細

(1) 日時

令和 8 年 7 月 7 日（火） 午前10時30分から午前11時45分まで

(2) 場所

海老名市総合福祉会館 茶室

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 3 名（B グループ）

川田副委員長、黒川委員、飯田委員

イ 市民活動推進課 2 名

栗秋主事、大滝（本報告書作成者）

4 当日の様子、所見

- (1) 9 組の親子が参加され、参加者同士で意見交換をしたり、協力者へ子どもを預けリフレッシュする場となっていた。協力者は代表の坂氏を除き 5 人が従事されていた。協力者は知り合いの知り合いや、SNS で無償ボランティアを募り、元保育士等に協力していただいている。
- (2) 「スーパーなかや」からお菓子の協賛品を受けている。経緯としては、永井議長（顔見知りではない）に赤ちゃん食堂の話をしたところ、「スーパーなかや」を紹介していただいたとのこと。
- (3) 離乳食とお弁当は杉久保南にある「農家食堂」に依頼をして作ってもらっている。離乳食は「初期・中期・後期・完了」の 4 段階があるが、今回は初期以外の 3 種類を用意されていた。
- (4) 令和 7 年 10 月から毎月赤ちゃん食堂を開催しており、今回で 10 回目になる。参加組数は 10 組前後であり、リピーターも新規も混ざっている。実際に赤ちゃん食堂を通じてママ友になるという話を聞くと嬉しいとのこと。

（裏面へ）

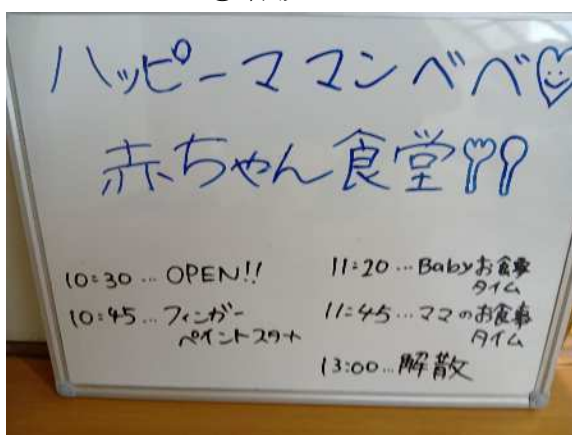
(5) 活動をする上での悩みについて告知PRと金銭面を挙げられていた。

告知PRについては、SNSを中心にPRをしており、参加者に対しては赤ちゃん食堂の様子をSNSに掲載して良いか確認を取っていた。えびな市民活動センターにチラシを配架することも可能であることを伝えた。

金銭面については、当日のキャンセルが発生してしまうと赤字になってしまうことや、現在は協力者に対して謝礼を支払ってはいないが、謝礼を支払うことで責任感も生まれると考えており、今後の活動についても、規模拡大を視野に入れているが、協力者がどれほど集まるかということと、規模を拡大した場合の協力者への謝礼に悩まされていた。

【当日の写真】

①看板



②「スーパーなかや」からの協賛品



③フィンガーペイント



④農家食堂のお弁当



⑤会場の様子



⑥会場の様子



令和 8 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書

1 団体

ひざ小屋

2 事業概要

(1) 事業名称

ひざ小屋

(2) 交付金額

200,000 (充実編)

(3) 事業内容

膝の健康維持や増悪予防を目的とした健康講座

3 視察詳細

(1) 日時

令和 8 年 7 月 24 日 (金) 午前10時30分から午前11時50分まで

(2) 場所

海老名市文化会館

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 3 名 (B グループ)

児島委員、黒川委員、酒井委員

イ 市民活動推進課 1 名

浜中 (本報告書作成者)

4 当日の様子、所見

(1) 参加者は60代～70代の女性 6 名であり、リピーターが多いとのこと。(講義 1 回の平均参加者数は約10名)

(2) スタッフについて、昨年 1 名体制だったところを 2 名体制にしていた。

(3) 筋肉の構造やむくみの原因など、病院では教えてくれないことを講義で教えており、薬に頼らないで生活できるように、講義を受けて思考を変えてほしいとのこと。

(4) 周知について、現在はLINEで周知を行っている。ケータイを持っていない方もいることから、周知をどのように広げるか検討している。

→チラシを公共施設に配架することも可能なため、市民活動推進課へご相談いただきたい旨をお伝えした。

(裏面へ)

(5) 事業を広げていくことが目標であるが、スタッフが少ないため、スタッフの体制や仕組みを整えることが課題になると考えているとのこと。なお、現在は主に膝についての健康講座を行っているが、子どもの靴についての講座も検討しているとのこと。

(6) 事業を広げていくために、委員から以下のご意見があった。

ア 市民講座など、多くの人に知ってもらえるような講演会を開く

イ 学習支援ボランティア「わいわい」とコラボして、子ども向けの講座を行う

ウ 民間企業向けに出前講座を行う

エ 家庭教育学級に登録する（登録を行うと教育委員会からお声掛けがある。）

【当日の写真】



**令和 8 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書**

1 団体

特定非営利活動法人ワーカーズ・コレクティブポケット

2 事業概要

- (1) 事業名称
親子のひろばベビーポケット
- (2) 交付金額
150,000円（充実編）
- (3) 事業内容
子育て中の方向けの食育講座及び簡単工作、読み聞かせ

3 視察詳細

- (1) 日時
令和 8 年 8 月 7 日（金） 午前10時から午前11時30分まで
- (2) 場所
えびな市民活動センタービナレッジ
- (3) 出席者
 - ア 市民活動推進委員 2 名（Aグループ）
瀬戸委員長、児島委員
 - イ 就学支援課 2 名（市関係部署として参加）
岩田主事、丹治栄養技師
 - イ 市民活動推進課 2 名
中尾主査、浜中（本報告書作成者）

4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は 7 組17人であり、新規の方が多いとのこと。4 月は 1 ～ 2 組だったが、参加者は増加傾向にある。
- (2) 英語で子どもに名前を尋ねる場面や、保護者が動物になりきるなど、参加者全員を巻き込んだ参加型になっており、会場全体が一体となった雰囲気であった。また、小学 2 年生の女儿がボランティアとしてアシスタントを務めており、子どもが主体的に関わることのできる事業であると感じた。
- (3) 今回は夏休みの平日やワンオペに合わせて実施したが、当日は気温が高かったため、開催時期については、今後、検討すること。
- (4) 活動周知が課題であるため、チラシ配布等について、関係課とのマッチングを行ってほしいとのことであった。事業視察について、今回は就学支援課に同行していただいたが、当事業の対象は 3 歳以下の子ども（未就学児）とのことであった。

（裏面へ）

たため、来年度はこども育成課に依頼を行う。また、参加される方々を通じて、保育園・幼稚園にチラシを配架することも一つの手法であることをお伝えした。

(5) 今後は、お母さん同士の交流や保育園に入園する前の相談などができるようにしたいとのこと。

5 就学支援課からの所見

(1) お昼の時には、食物アレルギーに配慮した食事や遺伝子組み換えでない食品を使用するなど安心して食事を楽しめる環境が整っていた。

当日はカレーライスが提供されていたが、お子さんが配膳を手伝うなど楽しそうに過ごしているのが印象的で食事を楽しむという経験が食育に繋がると感じた。

(2) 本事業は、主に乳幼児を対象として行っているという点から、本取組の周知等についてもこども育成課と連携を図っていくと良いと感じた。また、就学後の学童保育に繋がっていく部分がある場合は、学び支援課と連携していくと事業者も相談しやすいと思う。

【当日の写真】



**令和 8 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書**

1 団体

まなピタネット

2 事業概要

(1) 事業名称

第 6 回 学びのビュッフェ

(2) 交付金額

300,000円（自立編）

(3) 事業内容

不登校、発達障害当事者及びその保護者向けの支援者・団体を紹介するイベント

3 視察詳細

(1) 日時

令和 8 年 8 月 8 日（土） 午後 1 時30分から午後 3 時00分まで

(2) 場所

えびなこどもセンター

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 2 名（B グループ）

黒川委員、飯田委員

イ 教育支援課 1 名（運営側として参加）

小菌参事兼教育支援担当課長兼教育支援センター所長兼指導主事

イ 市民活動推進課 2 名

林係長、浜中（本報告書作成者）

4 当日の様子、所見

(1) 来場者は大人164名、こども99名、スタッフ175名、合計438名であり、大規模な事業となっている。

(2) 事業内容については、昨年度よりも学生ボランティアに任せた部分が多く、パンフレットについても学生がデザインを行ったとのこと。また、各ブースについても、学生が主体となって運営を行っていた。

(3) 学生ボランティアについて、学生自身が「LIBERO」という名称を付けており、より良いイベントを作るという目的のもと、各自の長所を生かしながら自由に活動できるという意味が込められている。

(4) チラシの配架について、委員及び事務局から以下の意見をお伝えした。

ア 市民活動推進委員を通じて企業に配架する

イ 個人の薬局に配架する（病院では聞けない悩みを持っている方もいる）

ウ 小田急電鉄に協力してもらう

(5) 市民活動推進補助金は今年度をもって終了となるため、次年度以降の資金調達課題となっている。資金面については、教育委員会において支援の検討をし
(裏面へ)

ているところである。また、活動を継続するうえで人材の確保も課題となっていることから、市民活動推進課においてボランティア募集の周知等に協力できるよう検討したい。

5 教育支援課からの所見

- (1) 当市教育委員会の相談ブースには市内外から8件の相談があり、不登校をはじめとするさまざまな悩みについて保護者からの相談を受けた。また、体験ブースでは子どもが楽しむ姿が見られたほか、相談ブースや進路ブースなど、保護者のニーズに応じた多様な場が設けられており、充実したイベントであった。
- (2) まなピタネットが加盟している、海老名市不登校支援団体連絡会に対しては、委託金として100万円を交付しており、100万円は各団体にそれぞれ約12万～13万円を配分している。市民活動推進補助金には交付期間の上限があり、継続的な財源確保が課題となっていることから、活動内容や役割等を踏まえ、他団体への配分額に加えて追加の支援を行えるよう、検討している。

【当日の写真】



**令和 8 年度海老名市市民活動推進補助金
交付団体事業視察 報告書**

1 団体

サードプレイスびあるく

2 事業概要

(1) 事業名称

生きづらさを抱える方のためのフリースペース、ワークショップ開催事業

(2) 交付金額

100,000円（自立編）

(3) 事業内容

生きづらさを抱えた方向けのフリースペース

3 視察詳細

(1) 日時

令和 8 年 8 月 9 日（日） 午後 2 時00分から午後 2 時30分まで

(2) 場所

海老名市総合福祉会館

(3) 出席者

ア 市民活動推進委員 2 名

瀬戸委員長、木下委員

イ 市民活動推進課 2 名

武井参事兼課長、浜中（本報告書作成者）

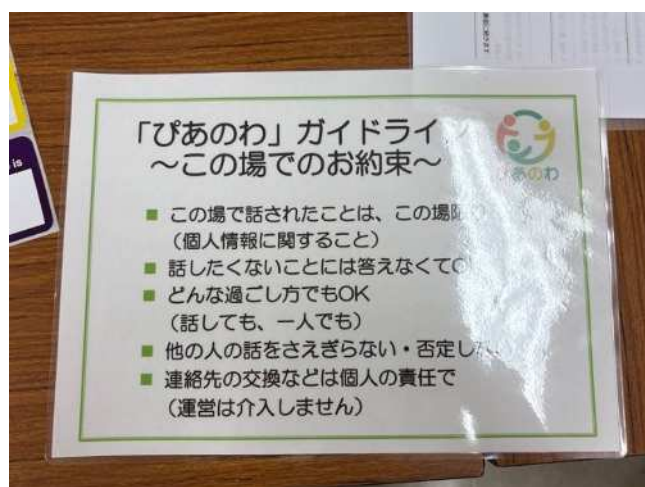
4 当日の様子、所見

- (1) 参加者は20名以上、20代～70代と幅広い年齢の方が参加されていた。なお、毎回30人ほど参加されるとのこと。（参加者のうち、新規は4割）
- (2) 事業はフリートーク形式で実施されており、団体員はトークに参加せず、参加者のみで自由に話し合う場となっていた。また、予約制の「お話ルーム」が設けられており、団体員への個別相談も可能となっている。なお、別日にはワークショップや講演会なども実施されている。
- (3) 他市の団体との交流が盛んであり、団体を通じたチラシの配架を行ったところ、初回の事業開催時においても20人の参加者を集めることができたとのことであった。
- (4) 参加者は多いものの、参加者同士のトラブルは少なく、互いに支え合うことを大切にしているとのことであった。
- (5) 運営メンバーが3名（1名は体調不良で休暇中）のため、メンバーの少なさに課題を感じているとのこと。

（裏面へ）

- (6) 周知については主にSNSを活用しているほか、当市障がい福祉課や生活支援課へのチラシ配架も依頼しており、周知面での課題はないとのこと。
- (7) 今後は、月に1回のフリースペース事業を継続するとともに、精神保健福祉に関する講演会を増やしていきたいとのこと。

【当日の写真】



市民活動推進補助金の広報・PR方法について

1 周知方法について

12月1日からの個別相談、同月21日からの審査申込において、ポスター、チラシ、手引き等を市内公共施設等に配架します。また、HP及びLINE等の電子媒体を活用します。ポスター設置場所については、より多くの店舗に御協力いただけるよう依頼を行います。

2 周知場所等

(1) 海老名市の広報媒体の活用

1	広報えびな11/1号	8	えびな市民活動センターLINE
2	市HP	9	デジタルサイネージ①駅間
3	えびなメール配信	10	デジタルサイネージ②中央図書館
4	市FaceBook	11	デジタルサイネージ③えびな市民活動センター
5	市X	12	デジタルサイネージ④海老名マルイ New
6	市Instagram	13	デジタルサイネージ⑤ららぽーと海老名 New
7	市LINE		

(2) ポスターの掲示

1	市役所(1階・市民活動推進課)	13	クリエイトエス・ディー(7店舗)
2	ビナレッジ・ビナスポ	14	フードワン海老名店
3	コミセン・文化センター(11館)	15	海老名商工会議所
4	海老名市文化会館	16	銀行①JAさがみ(4店舗)
5	北部公園体育館	17	銀行②横浜銀行(3店舗)
6	海老名運動公園体育館	18	銀行③横浜信用金庫(2店舗)
7	海老名市立総合福祉会館	19	銀行④海老名市内郵便局(2店舗)
8	えびなこどもセンター	20	銀行⑤城南信用金庫 海老名支店
9	海老名駅行政掲示板(4か所)	21	銀行⑥平塚信用金庫 New
10	イオン海老名駅前店	22	銀行⑦スルガ銀行海老名支店 New
11	V i N A W A L K	23	銀行⑧りそな銀行海老名支店 New
12	ららぽーと海老名	24	海老名市内業務スーパー(2店舗) New

3 その他

過去の交付団体へメール等で周知を行います。

海老名市市民活動推進補助金に係る課題への対応について

1 区分における審査基準の見直し

審査基準	視点		配点	入門編	充実編	自立編
公益性	①	広く市民が参加・利用できる事業形態となっているか	5 点	○	○	○
自立性	②	自主財源が定着化されているか	5 点			○
	③	本補助金終了後も、事業の継続・発展させるためのロードマップがあるか	5 点		○	○
計画性	④	スケジュールが具体的であるか	5 点	○	○	○
	⑤	収支予算書が具体的であるか	5 点	○	○	○
発展性	⑥	対象事業の継続・拡充に向けた具体的なビジョンがあるか	5 点	○	○	○
地域性	⑦	地域社会へ波及効果が見込めるか	5 点	○	○	○
先駆性・独創性	⑧	課題解決へのアプローチに新しさや工夫があるか	5 点		○	○
団体能力	⑨	必要人材が確保されているか	5 点	○	○	○
	⑩	組織体制が確立されているか	5 点			○
熱意・意欲	⑪	課題意識の深さと実施事業への意欲があるか	5 点	○	○	○
合計			55点	35点	45点	55点
合格基準 ※全委員の平均点			各 3 点	21点	27点	33点

(1) 公益性

ア 広く市民が参加・利用できる事業形態となっているか

- ・参加条件が、年齢、地域、性別などにおいて、限定的な制限がなく、参加しやすい環境となっていること。
- ・限定された地域や特定の関係者のみへの周知でなく、広く市民に向けて行うこと。

(2) 自立性

ア 事業や自主財源が定着化されているか

- ・会費、参加費、寄付金など、自主財源による収入が見込まれ、補助金終了後においても自立的な運営が可能であること。

イ 本補助金終了後も、事業の継続・発展させるためのロードマップがあるか

- ・昨年度までの課題を踏まえた事業内容に改善されていること。
- ・参加者の実績があり、継続的に参加者が見込めること。
- ・他団体・企業・行政と協力体制が見込めること。

(3) 計画性

ア スケジュールが具体的であるか

- ・会場や講師などについて、予約・手配が確定していない場合であっても、実現可能な計画になっていること。
- ・年度末までに、事業が完了できる計画となっていること。
- ・対象事業の実施回数が、目的に合った内容になっていること。

イ 収支予算書が具体的であるか

- ・積算根拠が適正であり、予算項目の内訳が明確になっていること。
- ・本補助金以外の収入を見込んであること。

(4) 発展性

ア 対象事業の継続・拡充に向けたビジョンがあるか

- ・中長期的な視点として、対象事業の今後の展望があること。
- ・事業規模や内容が広がる取組みの構想を持っていること。

(5) 地域性

ア 地域社会へ波及効果が見込めるか

- ・ 地域社会の課題を把握していること。
- ・ 地域住民や広く市民に対して、課題解決に寄与する内容であること。

(6) 先駆性・独創性

ア 課題解決へのアプローチに新しさや工夫があるか

- ・ 行政が実施してきた手法や類似団体の活動内容と比べ、異なる視点や手法を取り入れていること。
- ・ 過年度の事業内容に加え、新たな取り組みを行っていること。

(7) 団体能力

ア 必要人材が確保されているか

- ・ 事業を実施する上で、必要な能力（知識・資格など）を備えていること。

イ 組織体制が確立されているか

- ・ 代表者以外の役員やスタッフに役割が分担がされていること。
- ・ 地域や他団体との交流など、ネットワークが存在していること。

(8) 熱意・意欲

ア 課題意識の深さと実施事業への意欲があるか

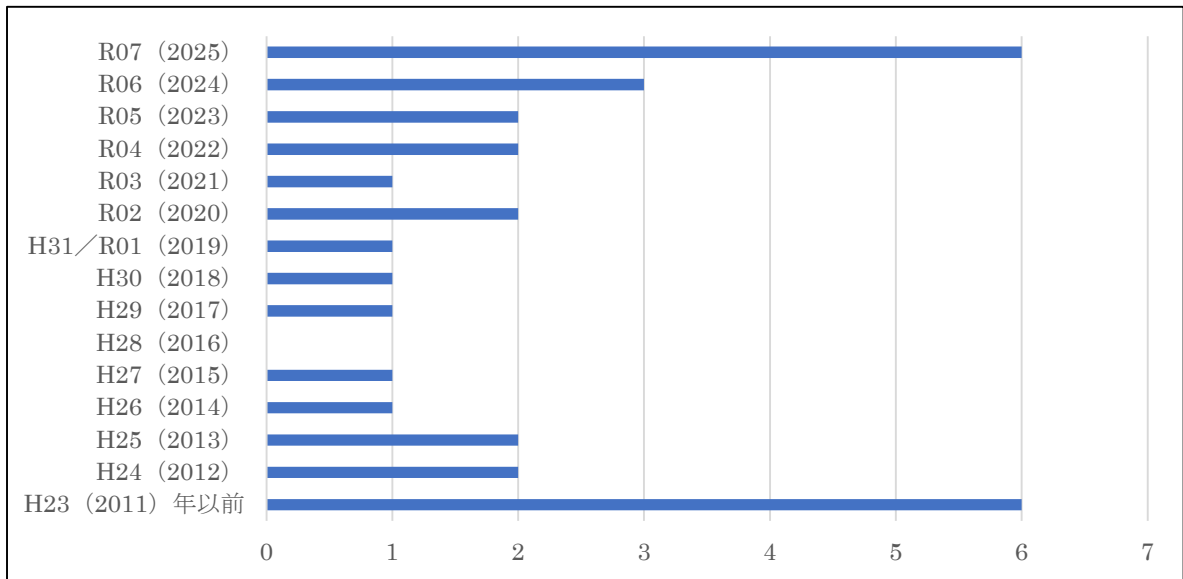
- ・ なぜ今、自分たちが事業を実施するのか、明確なビジョンをもっていること。
- ・ 地域課題やニーズなどの解決に向けて方針をもっていること。

2 市民活動団体への支援について

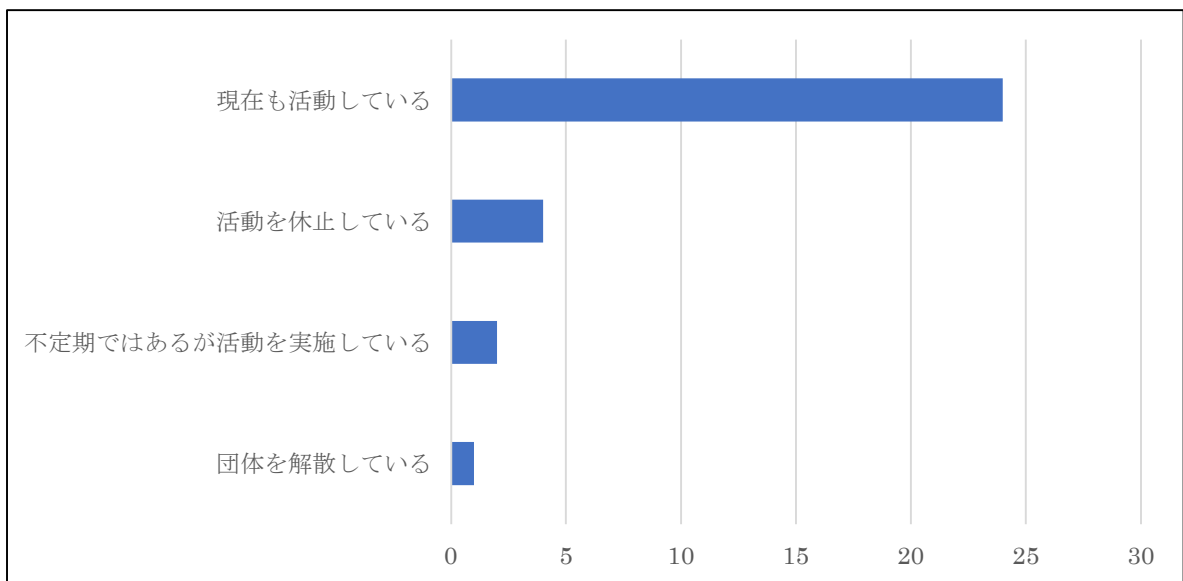
(1) ニーズ調査の結果

回答率：51% 31/60団体（電話連絡含む）

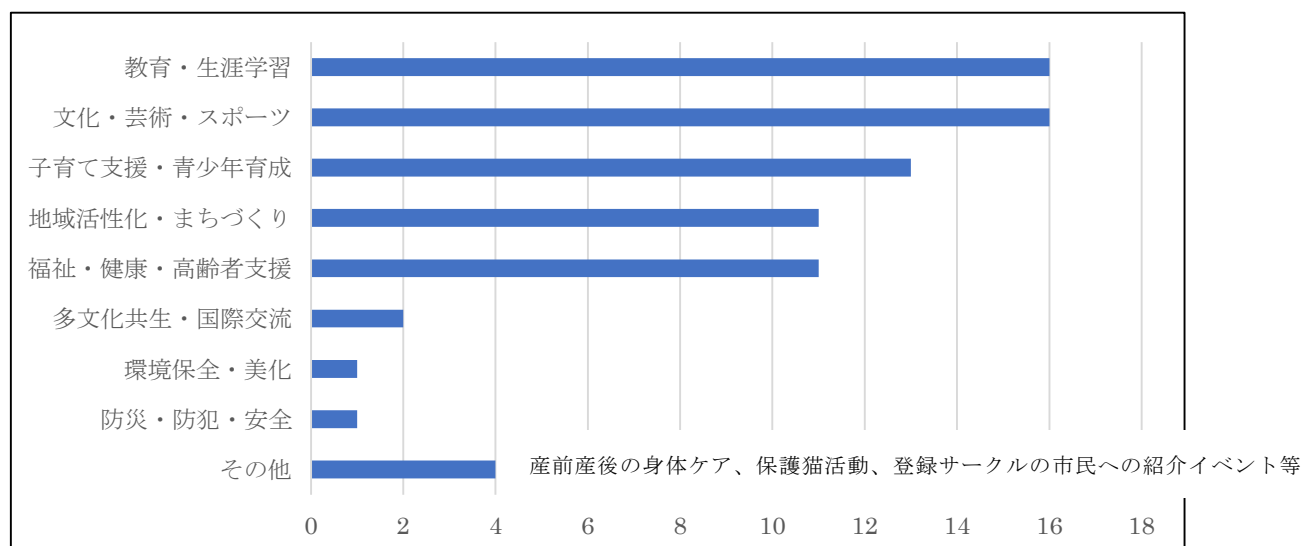
Q 1 団体の設立年月について



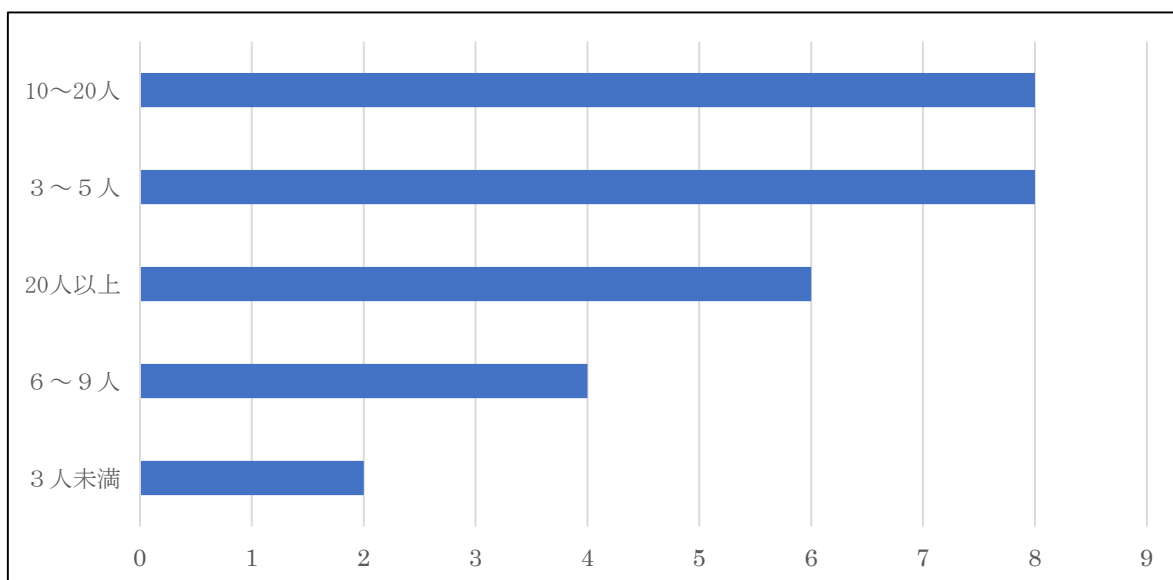
Q 2 現在の活動状況について



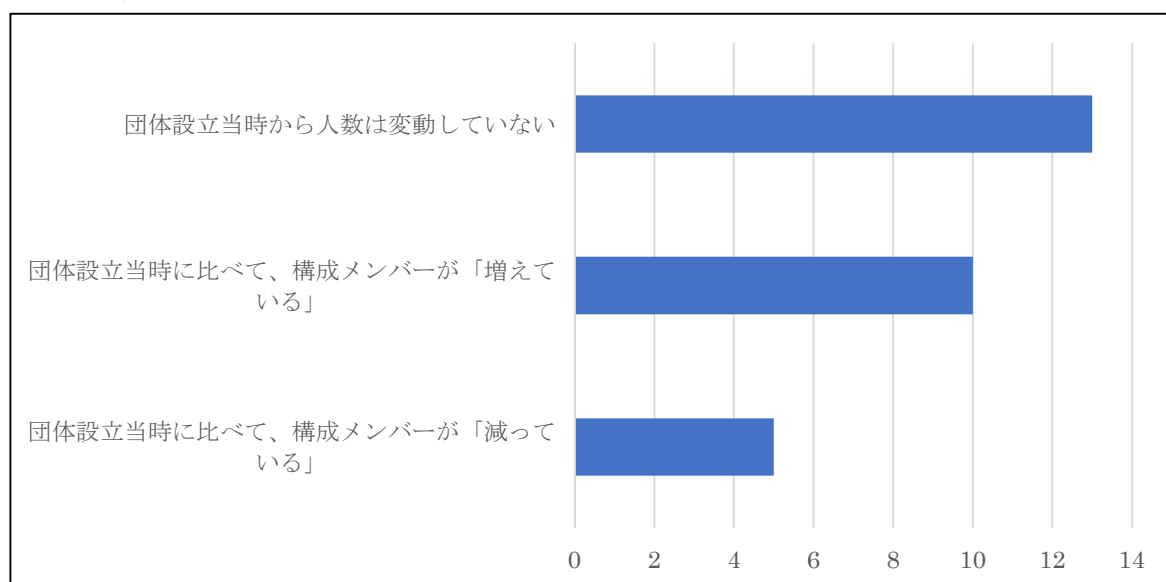
Q 3 現在の主な活動分野について



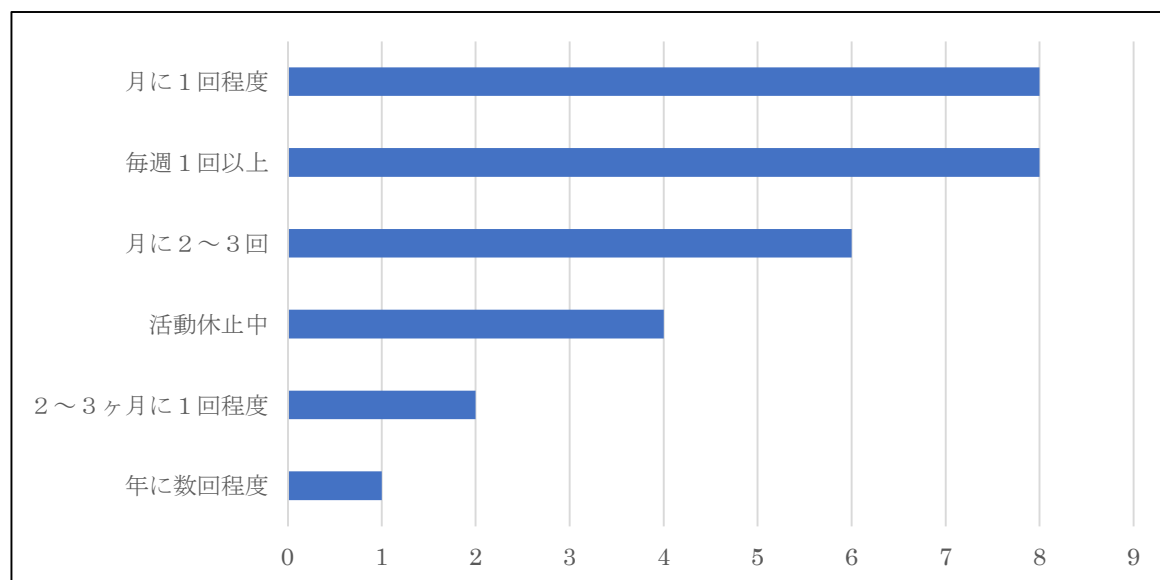
Q 4 現在の主な活動メンバーの人数について



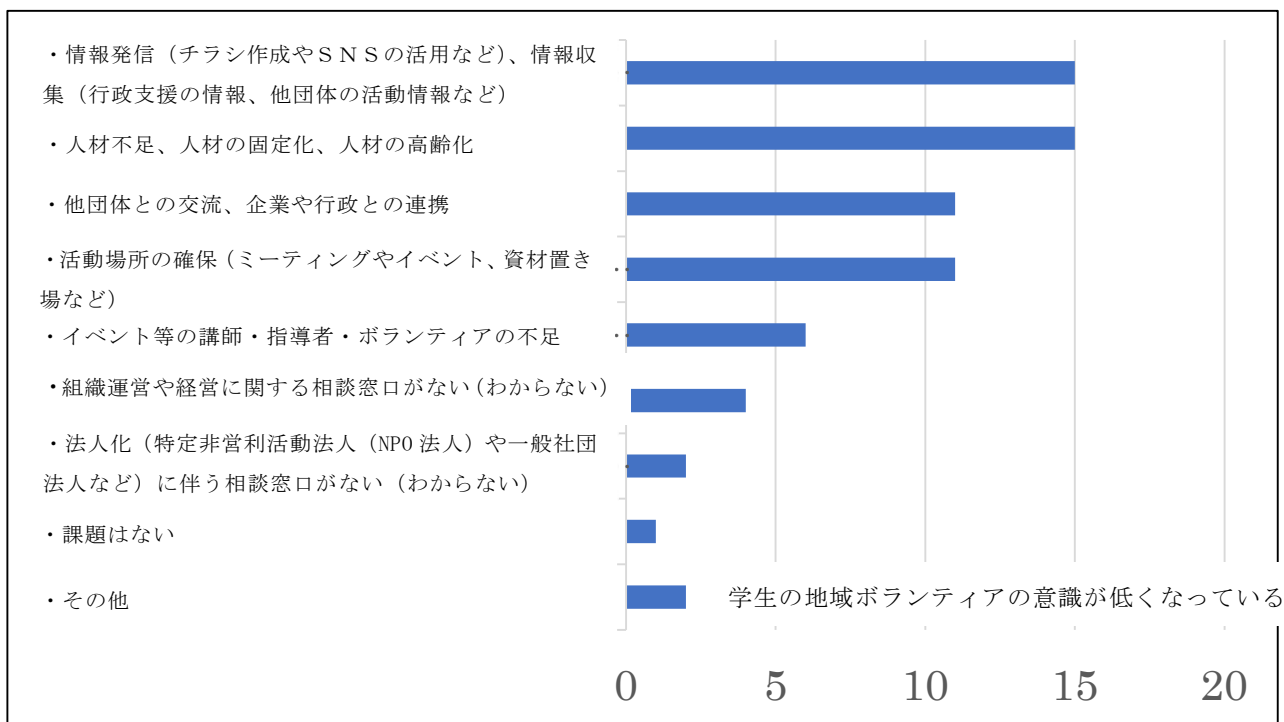
Q 5 団体当初からの構成メンバーの変動について



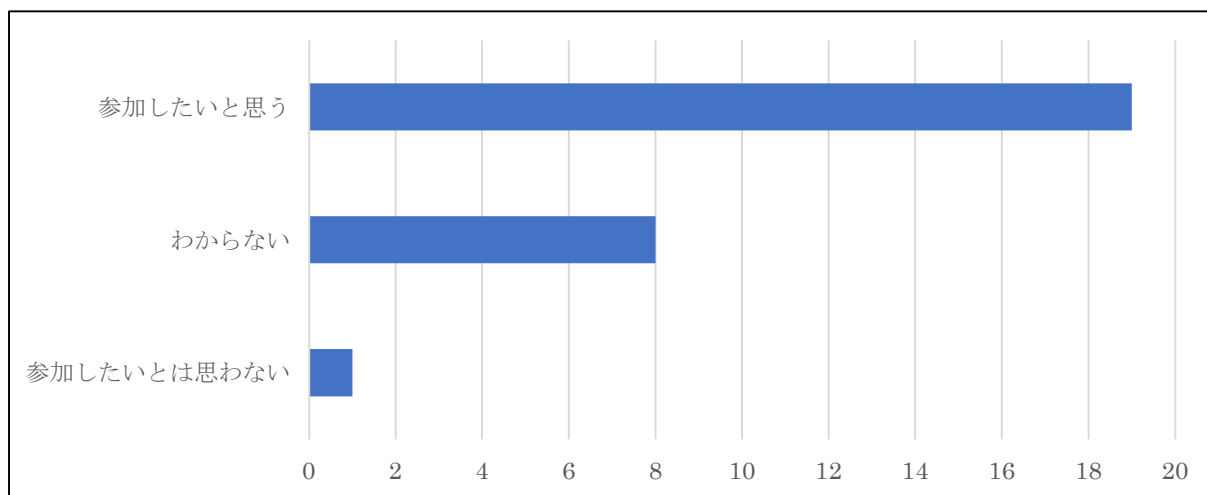
Q 6 現在の活動頻度について



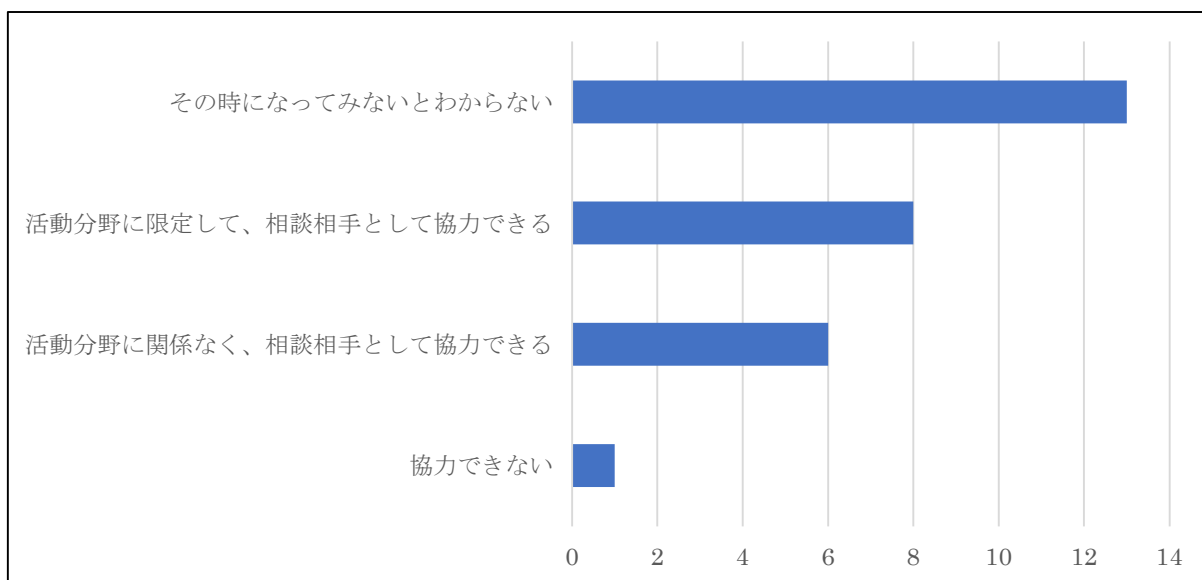
Q 7 現在、活動を継続・発展させる上で、「財政支援」以外で直面している課題について



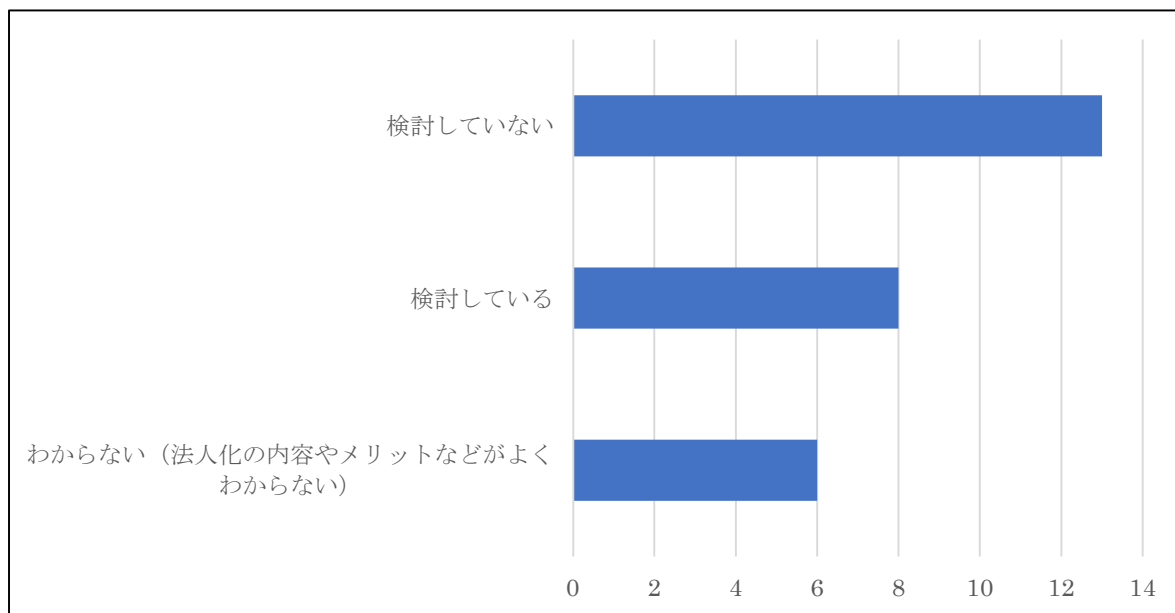
Q 8 団体同士の交流について、参加したいと思うか



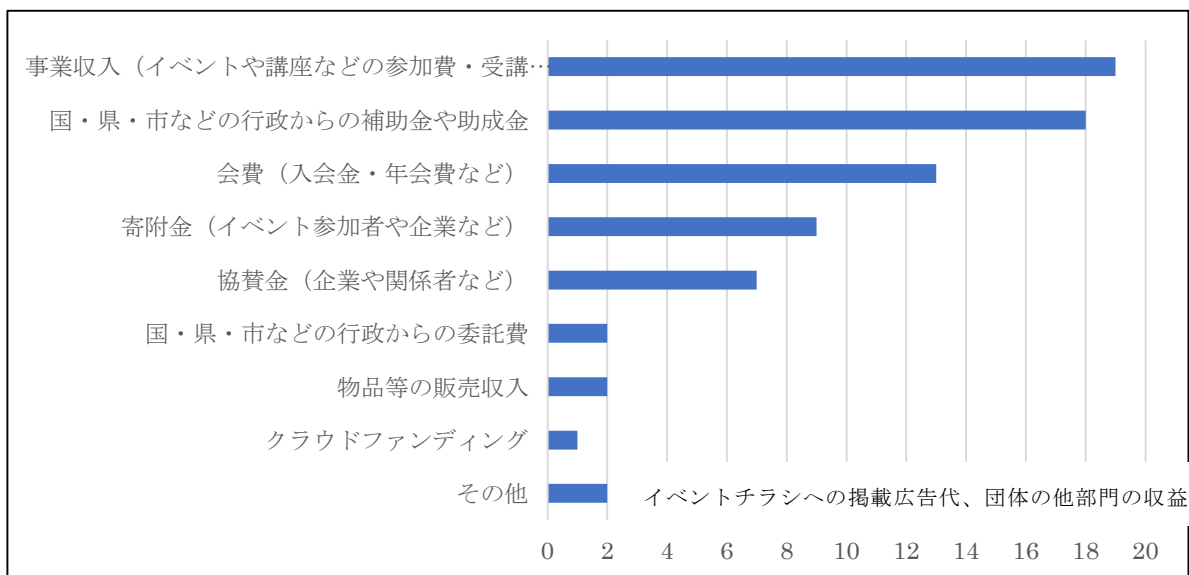
Q 9 相談対応について、ご協力いただけるか



Q10 団体の法人化を検討しているか



Q11 現在の運営資金について



令和
9 年度



海老名市 市民活動推進補助金 【 手 引 き 】



令和 8 年 11 月

海老名市 市民活動推進課

【目次】

1	海老名市市民活動推進補助金とは	・・・	1	P
2	補助金の交付に関する全体スケジュール	・・・	2	P
3	対象団体	・・・	3	P
4	対象事業	・・・	3	P
5	補助金額	・・・	4	P
6	対象経費	・・・	5	P
7	提出書類	・・・	6	P
8	申込の手順	・・・	7	P
9	委員からの事前質問に対する回答の作成	・・・	7	P
10	審査の方法と基準	・・・	8	P
11	認定後の流れ	・・・	9	P
12	事業変更について	・・・	9	P
13	事業の実施	・・・	10	P
14	実績報告	・・・	10	P
15	補助金額の確定	・・・	11	P
16	その他（制度の紹介）	・・・	11	P
17	お問合せ先（担当課）	・・・	12	P
参考	団体別交付実績	・・・	13	P ～ 14 P

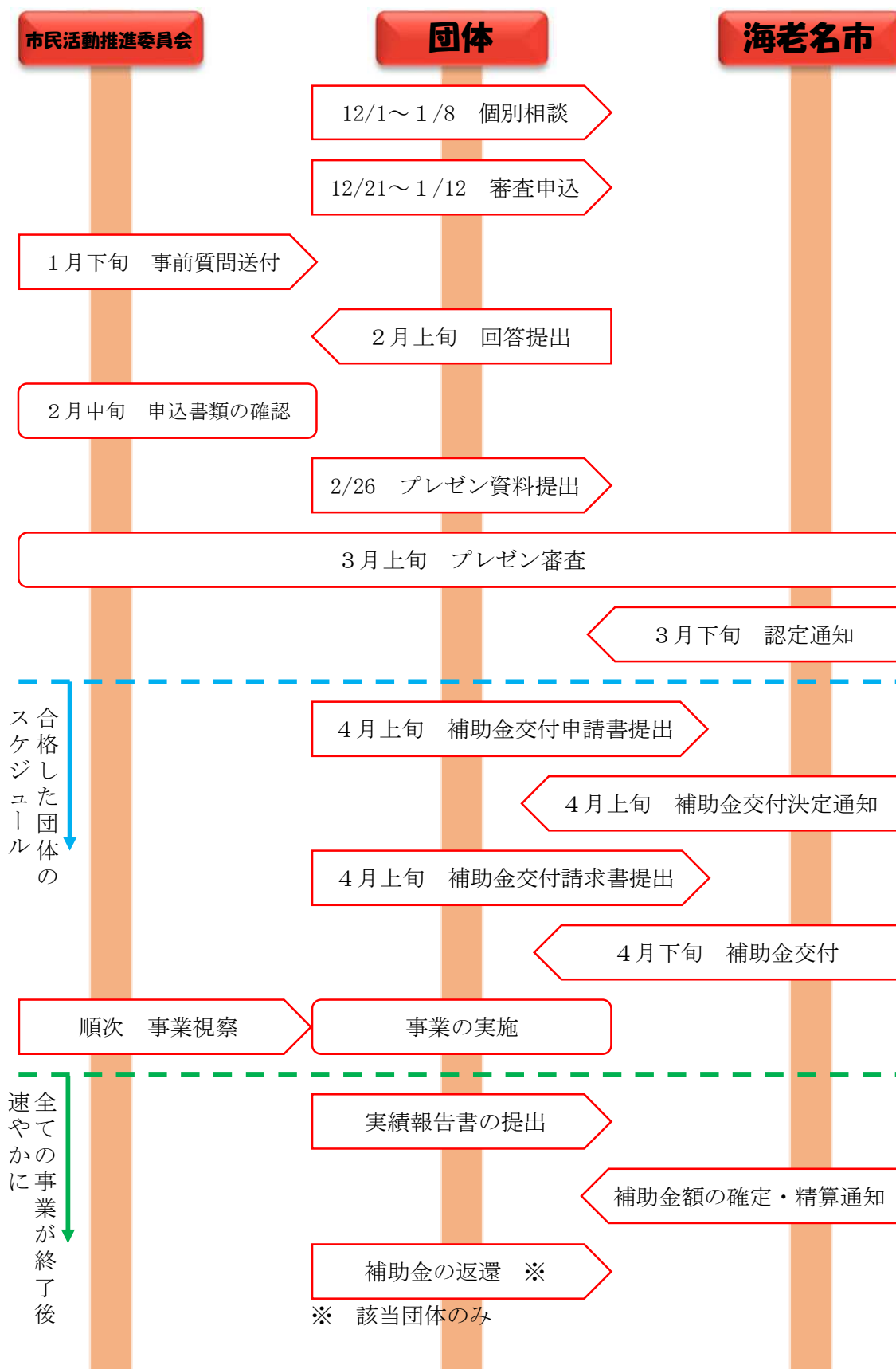
海老名市では、市民活動を推進するための環境を整備し、その活動の健全な発展を促進するため、「海老名市市民活動推進条例」を定めています。

「海老名市市民活動推進補助金制度」は、この条例に基づき、海老名市において公益的な市民活動を行う団体の事業を財政的に支援する制度です。

※ サークル活動や趣味的な活動など、団体の構成員だけの利益となる活動は対象外です。

《過去の交付事業（一例）》

	事業内容
①	子育て支援事業 簡単工作、ピクニック、読み聞かせなどの実施することで地域の繋がりや安心できる居場所を作る。
②	がんサロン事業 おしゃべり会（当事者同士による情報共有及び勉強会）と講演会を実施する。
③	学習支援事業 学習会の開催及び運動教室や料理教室の実施により、参加者においては学習を進めること、学生協力者においては考えを深めることを支援する。
④	薬膳講習会事業 薬膳レシピの講習及び調理実習の実施することで健康寿命の延伸を支援する。
⑤	大人の発達障がい啓発活動事業（勉強会） 過去・現在・未来の詳らかに法制度を交えながら語り、発達障がい児者の苦悩を伝え、発達障がいの早期理解、早期支援と自己理解についても啓発していく。
⑥	ラジコン体験事業 ラジコン体験を通じて集中力や判断力を養う。また、世代を超えたつながりを作る。
⑦	LGBT啓発活動事業 「映画と講演から、LGBTを学ぼう！」と題し、LGBTについての映画上映及び講演会を実施する。
⑧	メサイア楽曲のコンサート コンサートを実施することで音楽文化の活性化や来場者の心のケアを行う。
⑨	絶滅危惧の水生生物コウホネの保護・育成事業 定期的な巡回、移植した場所に看板等の設置、草刈り、ゴミ拾い等を行う。
⑩	博覧会事業 各種団体が参加し、来場者に対して暮らしを補う施設やサービスなどのご案内、生活ニーズの要求や相談の場を提供する。



3

対象団体

次の要件を全て満たす団体が、補助の対象となります。

- 1 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施していること
- 2 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者であること
- 3 審査申込から結果報告まで、責任を持って事業を実施できること
- 4 団体の運営に際し、自主財源（会費、事業の参加費など）を確保しており、寄附金を募るなど、団体の運営について自立しようとしていること
- 5 反社会勢力等とのつながりを持たない団体であること
- 6 例年行う展示会に積極的に参加すること
- 7 当補助金に関する調査等に積極的に回答すること

展示会とは？

団体同士が繋がる機会及び当補助金の周知を兼ねて、12月頃と2月頃に海老名市役所及びビナレッジで展示会を行っています。

展示会では、団体の活動内容などを展示しています。

4

対象事業

次の要件を全て満たす事業が、補助の対象となります。

- 1 主として海老名市内で行われる事業
- 2 市民の自主的な参加によって行われる公益性のある事業
- 3 令和9年4月1日～令和10年3月31日までの間に実施する事業

公益性のある事業とは？

広く市民が利益を受けられる活動のことを指します。

<事業例>

- ・健康づくり、福祉に関する事業
- ・環境保護に関する事業
- ・広くスポーツ、教育に関する事業
- ・文化活動に関する事業
- ・都市間交流に関する事業
- ・地域づくり、共助・防災活動に関する事業 など



ただし、次の要素が含まれる事業は対象になりません。

- 1 営利を目的とする事業
- 2 宗教に関する次に掲げることを主たる目的とする事業
 - (1) 宗教の教義を広めること
 - (2) 宗教の儀式行事を行うこと
 - (3) 宗教の信者を教化育成すること
- 3 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする事業
- 4 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする事業
- 5 他の補助制度を利用している事業
- 6 **趣味的な活動やサークル活動、また団体の会員だけが利益を得る活動**

入門編、充実編または自立編のいずれかの区分で、年度に1事業のみ申込みができます。団体の状況に応じて申請してください。区分の概要については、次の表のとおりです。

	入門編	充実編	自立編
該当事業	団体の自立を促進、活動を軌道に乗せるための事業	団体が既に行っている事業を充実させ、継続を図るための事業	団体がこれまで行ってきた事業の更なる充実化を図り、かつ自立に向けた事業
交付金額	上限 10 万円	上限 20 万円	上限 30 万円
交付回数	1 団体につき 1 回のみ	1 団体につき 2 回まで	1 団体につき 3 回まで

《留意事項》

- 1 原則「入門編 ⇒ 充実編 ⇒ 自立編」の順で申請してください。
 - 2 区分を飛ばして申請することは可能ですが、前の区分に戻り申請することはできません。
- 例) 自立編の交付を受けた団体は、入門編または充実編を申請することができなくなります。
- 3 当補助金は、事業への補助を通じた団体育成を目的にしているため、交付回数を満了している団体に対して、別の事業であっても交付できません。
 - 4 既に交付を受けている団体は13頁「団体別交付実績」のとおりです。
 - 5 審査申込時の金額から減額して交付する場合がございます。
 - 6 海老名市市民活動推進委員会の審査によって、入門編から充実編等、審査申込時から区分を変更させていただく場合がございます。
 - 7 交付金額は、千円未満切り捨てとします。

1 対象となる経費

補助金の対象となる経費は、次に掲げる事業を実施するために直接必要な経費となります。

《対象となる経費の例》

謝礼	外部講師・指導者・協力者への謝礼等 ※ スタッフへの謝礼は対象外
旅費	外部講師・指導者等に対する、事業実施会場までの交通費や宿泊費 ※ スタッフへの旅費は対象外
食糧費	外部講師・指導者・協力者の飲料代、食事代等 ※ スタッフ・参加者への飲み物代等は不可
印刷製本費	事業についてのパンフレット・ポスター等の印刷製本費 ※ 通年で使用する団体のチラシ等は対象外
使用料・賃貸料	会場使用料、車両・機材のレンタル等 ※ 事務所の賃貸料・光熱水費等は対象外
通信運搬費	郵送料、宅配便料等
消耗品費	取得価格（税込）が1件30,000円以下のもので、短期間又は一度の使用で消費されるものが対象
備品購入費	取得価格（税込）が1件30,000円を超えるもので、比較的長期間にわたって、その性質又は形状を変えずに使用に耐えるもの

※ 海老名市市民活動推進委員会の審査により、対象経費と認められない場合がございます。

2 対象とならない経費

次に掲げる経費は補助金の対象になりません。

《対象とならない経費の例》

団体の事務所等を維持するための経費	事務所の家賃・光熱水費等
団体の経常的な活動に要する経費	事務所までの交通費、団体パンフレット代、構成員への郵送代等
団体の構成員による会合の飲食費	事業の打合せ時の飲食費等
団体の構成員に対する人件費、謝礼等	事務員の人件費、構成員への謝礼等

1 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書（第1号様式）

- ・ 「事業の名称」は、簡潔で内容が分かりやすい名称をつけてください。
- ・ 「補助金交付審査申込額」は、申込する補助金の額を正確に記入してください。
- ・ 「事業内容」は、事業内容を分かりやすく、記入してください。長い文章にせず、要点を押さえた短い文章で、小見出しや箇条書きなどを活用してください。
- ・ 「事業を実施することによる効果」は、事業が完了した時に実現できている状況を想定して記入してください。
- ・ 「今後の展望」については、入門編、充実編を希望している団体はこの1年間でどのような活動をしていけるか。自立編を希望している団体は、市民活動推進補助金の交付回数が満了した後の展望を記載してください。

2 海老名市市民活動推進補助金収支予算書（第2号様式）

- ・ 金額を積算した根拠（単価や内訳）を「説明」欄に必ず記入してください。
- ※ これを基に補助金額を査定します。できる限り詳細に記入してください。
- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付審査申込書との整合を取ってください。
- ・ 本紙「4対象となる経費」と「5対象とならない経費」を参考にご記入ください。
- ・ 補助金を充てる科目については、「補助金を充当」欄に○印を付けてください。

3 海老名市市民活動推進補助金審査団体の概要書（第3号様式）

- ・ 団体の活動内容を記入してください。
- ・ 決算資料は、最新のものを記入してください。

4 団体の規約、会則、定款又はこれに類するもの

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 同一人物が複数の役職に就いていることがないように努めてください。

5 団体員名簿

- ・ 必ず最新のものを提出してください。
- ・ 指定の名簿に記入して提出してください。なお、すでに団体員名簿がある場合はそちらを活用して構いませんが、指定の様式の最下段にある内容を確認の上、チェック（✓）と団体責任者の署名をしたものと合わせて提出してください。

6 団体の活動がわかる資料

- ・ 会報紙や事業のチラシ、またその他活動内容が分かる発行物などがあれば、提出してください。

1 個別相談について

制度の不明な点や、申込みを検討している事業などの相談を市民活動推進課が承ります。なお、当補助制度に初めて申込みをする団体は必ず事前相談をする必要があります。12月21日（月）までを目安に事前予約をするようにしてください。

《個別相談の詳細》

項目	詳細
日程	令和8年12月1日（火）～令和9年1月8日（金） ※ 土日、年末年始を除く
時間	9:00～17:00
場所	海老名市役所5階 市民活動推進課
所要時間	1時間程度
相談内容の例	・制度についてさらに詳細を知りたい ・自分たちの事業が、補助金の対象になりそうか ・申込書の書き方について教えてほしい ・補助金の対象となる経費について教えてほしい など
予約方法	事前予約制 電話（046-235-4794）または市ホームページのお問い合わせフォームから市民活動推進課まで

2 審査申込について

事前に市民活動推進課へ案を提出し、市民活動推進課による書類のチェックを受けてからご提出ください。

《審査申込の詳細》

項目	詳細
提出方法	ホームページから電子申請、提出書類を海老名市役所5階市民活動推進課まで郵送、メールまたは持参
期間	令和8年12月21日（月）～令和9年1月12日（火） ※ 土日を除く
時間	9:00～17:00
提出書類	6頁「⑦提出書類」一式

海老名市市民活動推進委員は、各団体から提出のあった申込書類に対する事前質問を、1月下旬に申請団体に送付します。委員の質問に対しては、指定する期限までに回答ください。非常にタイトなスケジュールとなりますが、質問に対する回答を基に、令和9年2月に開催する海老名市市民活動推進委員会において書類確認を実施しますので、期限厳守をお願いいたします。

10 審査の方法と基準

補助事業の審査は、全ての審査申込団体を対象としたプレゼンテーション審査によって行われます。審査員は公募委員等で構成された海老名市市民活動推進委員会が行い、入門編は7項目、充実編は9項目、自立編は11項目の審査の視点で採点します。

《プレゼンテーション審査の詳細》

項目	詳細
開催日	令和9年3月上旬 ※日程が決まり次第改めてお知らせします。
会場	海老名市役所、ビナレッジなど ※決まり次第改めてお知らせします。
資料等	資料には事業の目的・効果・計画を記載してください。その他は自由です。資料の形式は問いませんが、提出資料は10枚程度にまとめてください。また、既存のチラシ等だけで提出するのはご遠慮ください。 令和9年2月26日（金）までに海老名市役所5階 市民活動推進課まで郵送・メールまたは持参により提出してください。
審査方法	各団体の発表時間7分間＋質疑応答8分間 の計15分
審査結果	可否に関わらず、3月下旬ごろまでに通知します。
その他	・PC、プロジェクター、マイクは、市で用意します。 ・この審査は一般公開され、どなたでも傍聴が可能です。

《審査基準》 ※各区分において、○がついている項目で審査を行います。

審査基準	審査の視点	点数	入門編	充実編	自立編
公益性	広く市民が参加・利用できる事業形態となっているか	5点	○	○	○
自立性	自主財源が定着化されているか	5点			○
	本補助金終了後も、事業の継続・発展させるためのロードマップがあるか	5点		○	○
計画性	スケジュールが具体的であるか	5点	○	○	○
	収支予算書が具体的であるか	5点	○	○	○
発展性	対象事業の継続・拡充に向けた具体的なビジョンがあるか	5点	○	○	○
地域性	地域社会へ波及効果が見込めるか	5点	○	○	○
先駆性・独創性	課題解決へのアプローチに新しさや工夫があるか	5点		○	○
団体能力	必要人材が確保されているか	5点	○	○	○
	組織体制が確立されているか	5点			○
熱意・意欲	課題意識の深さと実施事業への意欲があるか	5点	○	○	○
合計		55点	35点	45点	55点
		合格基準 ※全委員の平均点	21点	27点	33点

《採点基準》

5点	4点	3点	2点	1点
良い	どちらかというと良い	普通	どちらかというと悪い	悪い

1 認定通知（海老名市）

プレゼンテーション審査の結果に基づき、認定団体に対して認定通知を送付します。また、不認定団体へは「理由」「アドバイス」を付して通知します。

2 補助金交付申請書の提出（団体）

補助金交付団体として認定された団体で、補助金の交付を受けようとする場合は、速やかに次の書類を提出してください。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付申請書（第5号様式）

3 補助金交付決定通知（海老名市）

海老名市長は、交付申請があった団体に対して、補助対象事業及び補助金額を決定し通知します。

4 補助金交付請求書の提出（団体）

補助金交付決定通知を受けた団体は、補助金を定められた様式によって海老名市に請求します。

- ・ 海老名市市民活動推進補助金交付請求書（第7号様式）

5 補助金交付（海老名市）

適正な請求がなされてから、1か月程度で指定された口座に入金します。

《留意事項》

- 1 申請団体は、決定された補助金額と申請額とに差があり、事業実施が困難だと判断した場合は、補助金交付を辞退することができます。
- 2 その他詳細は、合格団体へ個別に連絡を行います。

補助の決定を受けた事業を変更したい場合は、**事前に相談**するようにしてください。また、特別な事情があり、市民活動推進委員会で認められた場合は、事業を中止した場合においても、交付回数に含めません。

《過去に認められた例》

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための事業中止

13

事業の実施

計画書のとおり、事業を実施してください。なお、次の点について留意してください。

《留意事項》

- 1 チラシ・ポスター・パンフレット等には、次の文言を明記してください。

「この事業は、海老名市市民活動推進補助金の交付対象事業です。」

※なお、チラシ等の作成においては、印刷をする前に、市民活動推進課へ内容の確認をしてください。

- 2 補助対象事業に係る収入・支出についての帳簿や領収書（レシート）については、実績報告で確認いたしますので、大切に保管してください。また、改めて確認させていただく場合がありますので、事業終了後の翌年度から5年間は保存してください。

- 3 海老名市市民活動推進委員会は原則全ての事業を視察しますので、ご協力をお願いいたします。

《事業視察について》

海老名市市民活動推進委員が事業視察に伺います。当日は、団体から実施事業内容の説明等を行っていただきますので、ご対応をお願いいたします。実施日が近くなりましたら、市民活動推進課職員から詳細を連絡いたします。

なお、参加費等を徴収する事業であっても、当該事業視察は推進委員としてお伺いしているものであるため、参加費等のお支払いはできません。

14

実績報告

全ての事業が終了後、速やかに実績報告を行ってください。

《実績報告の詳細》

項目	詳細
提出書類	1 海老名市市民活動推進補助金実績報告書（第10号様式） 2 海老名市市民活動推進補助金収支決算書（第11号様式） 3 <u>領収書</u>等一式 4 事業に使用した資料 など（当日の配布物など）
提出期限	全ての事業終了後 <u>20日以内</u>

※ 事業終了後、団体は事業の実施結果を公開してください。

※ 実施結果について発表の場を設ける場合がありますので、ご協力をお願いいたします。

1 補助金額の確定と精算の通知

海老名市は、実績報告書等の提出を受け、補助金額を確定し通知します。その際、残額が生じた場合は、返還していただきます。

2 補助金の返還

前述したほか、次に掲げる内容に該当する場合は、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (2) 補助金の交付決定の内容又は補助条件に違反したとき

1 海老名市市民活動推進補償制度

市民の皆さんが安心して市民活動に参加できるよう、予期せず発生した事故について補償を行う制度です。市が保険会社と契約し、保険料を支払っているため、市民の皆さんが事前に申し込むことや保険料の支払いは必要ありません。

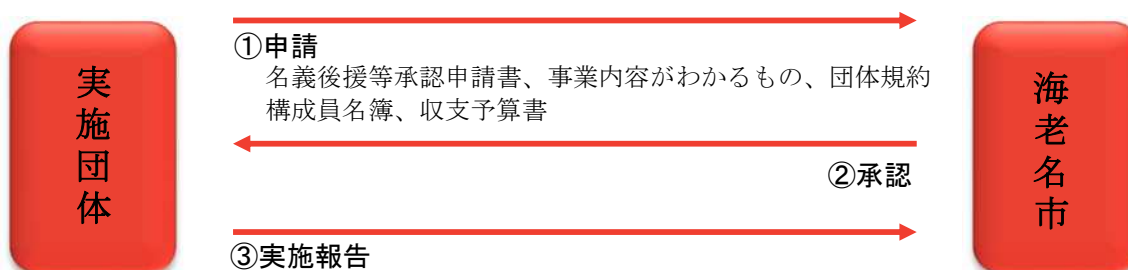
《留意事項》

- (1) 団体の構成員を対象とする保険であり、事業への一般参加者等は対象になりません。
- (2) 他に保険契約を行っている場合は、本制度の支給対象になりません。
- (3) 団体で発生した全ての事故が対象ではございませんので、万が一の事態に備え各団体で対応をお願いいたします。
- (4) その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

2 海老名市名義後援等

公共性等、市の基準に該当する事業は、市の名義後援を受けることができます。

《申請の流れ》



その他詳細は、市民活動推進課へお問い合わせください。

制度に係るご不明な点等については、お気軽にお問合せください。

**お問合せ先****海老名市 市民協働部 市民活動推進課**

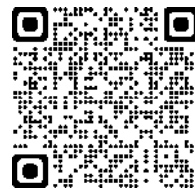
【所在地】 〒243-0492

海老名市勝瀬175番地の1 海老名市役所5階

【TEL】 (046) 235-4794

【FAX】 (046) 231-2670

詳細はこちら



インターネットからのお問合せは、二次元コードを読み取った後、ページ下部の「[☒お問い合わせは専用フォームをご利用ください。](#)」というリンクからご連絡ください。

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編	自立編
1	IDEA education			H29
2	ABLAZE神奈川	R 5		
3	生きがい発見塾	H23		H26 H27 H28
4	Women's life care		R 4	
5	えびなアレルギーサークル デイジー	H30	R 5	
6	えびなえんぴつの会	H31	R 2 R 3	R 4 R 5 R 6
7	（一社）海老名扇町エリアマネジメント			H30
8	海老名おやじの会	H31		
9	特定非営利活動法人 海老名ガイド協会	H29		H30
10	えびな元気ラボ	R 7		
11	海老名里山づくりボランティア山仕事の会			H22 H23 H24
12	海老名女性支援電話「そよ風」			H22 H23 H26
13	（公社）海老名青年会議所			H27
14	海老名セーフティー・ベリー協議会	H25		
15	『えびなっ子わくわくフェスタ』実行委員会			H27 H28 H29
16	海老名で「第九」を歌おう会実行委員会			H30 R 4
17	特定非営利活動法人 えびなの森の楽校			H28 H29 H30
18	海老名のら猫を増やさない会	R 4		
19	えびなパソコンサポートボランティア			H26 H27 H28
20	えびなみんなにやさしいごはんプロジェクト	R 5	R 6	
21	えびなメサイアの会	R 3	R 5	R 7
22	海老名薬膳養生研究会	R 7	R 8	
23	えびなユース合唱プロジェクト	R 4	R 5	
24	特定非営利活動法人おおきな木			R 3 R 4 R 5
25	大谷四区親睦会	H29		H30 H31
26	かながわ子育て情報局			H22 H23 H24
27	かななBC（ボッチャクラブ）	R 8		
28	学習支援ボランティア「わいわい」	R 6		
29	がんサロンPetit Salon&Community Mili Mana	R 2		
30	特定非営利活動法人 grand-mere			H28 H31 R 2
31	河骨保護の会			H23 H31 R 8
32	公民館まつり実行委員会			H26
33	心育祭【ここいくさい】実行委員会	R 8		
34	子育て応援情報「Laugh!」			R 3
35	子育て支援グループ みなみんな	R 7		
36	混合療育を考える会			H23 H24 H25
37	相模国分寺跡の景観を守る会	R 5		
38	相模国分寺ラジオ体操くらぶ	R 6		
39	Sapling Music Park Ebina			H25 H26 H27

団体別交付実績

黒塗りの団体は、交付回数満了のため申請できません。

No	団体名（敬称略・五十音順）	入門編	充実編	自立編
40	サードプレイス ぴあるく	R 8		
41	シエスタラボ	H30		
42	生涯学習研究発表会実行委員会			H25
43	それいけ！ママフェスタ実行委員会			H30
44	たいわてらす	R 8		
45	男女平等市民の会・海老名	H29		H31 R 3
46	チーム海老名	R 6		
47	テクノガーデンEBINA	R 4		
48	と金ネットワーク			H25
49	永池川川歩き会	H29		
50	ハッピーマンベベ	R 8		
51	ひざ小屋	R 7 R 8		
52	Piccolini	H30		
53	福島と海老名の子ども交流実行委員会			H27 H30
54	フリースクール SACHI station	R 5 R 6 R 7	R 8	
55	ほっとフェスタ実行委員会			H31 ※
56	まなピタネット	R 3 R 4 R 5	R 6 R 7 R 8	
57	まりぞうランド	R 6		
58	特定非営利活動法人 南えびなスポーツクラブ	R 5		
59	みんご倶楽部	※		
60	MelodieColorate（メロディエ コロラータ）	R 8		
61	特定非営利活動法人 やさしくなろうよ	H28		H29
62	ライブビートストリート海老名	H22		H23 H24
63	リーベン	H27		
64	Root	R 4 R 5		
65	特定非営利活動法人 ワーカーズ・コレクティブ ポケット	R 7 R 8		

※ 新型コロナウイルス感染症拡大防止を考慮した事業中止のため、交付回数には計上いたしません。

海老名市市民活動団体展示会 実施要領

1 目的

海老名市内で活動する市民活動団体の活動内容を展示形式で紹介すること（以下「展示会」という。）で、市民活動団体同士がつながりを持てる機会とし、団体同士が相互に参考となる事項の共有を図ります。ひいては、団体同士で連携した活動への発展も期待できます。また、市民活動推進補助制度の周知強化の機会とし、さらなる補助制度の活用を図ります。

あわせて、これまで市民活動に参加されていない市民にも、市民活動団体の存在を知っていただき、市民活動への新たな参加者を増やすことも目指します。以上をもって、海老名市の市民活動の活性化を目的とします。

2 参加対象団体

- (1) 海老名市市民活動推進補助金の交付を受けたことがある団体
- (2) 海老名市市民活動推進補助金の交付審査の申請を検討している団体

※(2)の団体は、次の補助金交付要件に準じて参加の可否を判断します。

【補助金交付要件】

〈対象団体〉

ア 市民の自主的な参加によって行われる、公益性のある事業を実施している

（趣味的な活動やサークル活動、団体会員だけが利益を得る活動などは対象外）

イ 3人以上で構成され、過半数が市内在住、在学、在勤者である

ウ 市内で行われる事業であること

3 展示期間

令和8年12月1日（火）から同年12月15日（火）まで

4 展示資料

- (1) 展示する内容（展示物）は自由ですが、活動内容が分かるものを展示してください。（例：日頃の活動の写真、事業のチラシ等）

※ 会員募集のみを目的とした内容は展示できません。

- (2) 各団体 1 パネル（タテ120cm×ヨコ90cm）を目安に展示を行います。

- (3) 参加決定を通知された団体は、令和8年11月20日（金）までに展示資料を紙媒体で提出してください。その後、令和8年12月1日（火）にエントランスホールにて展示資料の貼り付けを行うため、午前10時に市役所1階にお越しください。展示に来ることができない団体は御連絡ください。

※ 展示団体数により展示期間が変更になる可能性があります。その際は、海老名市からご連絡を差し上げます。

- (4) 展示資料以外にも、イベントチラシなどを配架することができますので、市民活動推進課まで、ご相談ください。

5 展示場所

海老名市役所 1 階 エントランスホール

6 申込方法

展示を申込する団体は、令和8年9月30日（水）までに海老名市ホームページから電子申請を行ってください。

詳細は市ホームページまたは二次元コードから。

※電子申請が難しい場合は、お問い合わせください。

二 次 元 コ ー ド

7 参加決定について

申し込みのあった団体に対して、参加の決定・不決定問わず通知します。

8 連絡先

海老名市役所 5 階 市民活動推進課 市民活動推進係 046-235-4794

9 留意事項

- (1) 展示会の参加に伴う費用（展示資料の作成費等）は団体負担とします。
- (2) 展示期間・スペースは展示団体数により、調整させていただく場合があります。
- (3) 展示会の参加可否に応じて海老名市市民活動推進補助金の交付可否が判断されるものではありません。
- (4) 本展示会以外にも資料を展示する可能性があります。
- (5) 参加された団体及び展示資料については、市ホームページなどで公表されます。